

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の推進及び若年世代の移住・定住促進を図るため、新婚世帯の住居費及び引越費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに取得し、又は賃借した住宅（以下「新居」という。）に要した費用のうち、当該新居の取得費（土地の取得に係る費用等を除く。）又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当相当額を控除するものとする。
- (3) 引越費用 新居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年又は前々年の所得を証明する書類を基に、新婚世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得を証明する書類を基に算出した新婚世帯の所得から当該期間の貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額が500万円未満であること。

- (3) 申請日において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- (4) 申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (5) 新婚世帯に市税の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金（他の自治体を実施するものを含む。）を受けたことがないこと。
- (8) 新婚世帯に大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「補助上限額」という。）を上限として、予算の範囲内で交付する。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
 - (2) 前号に掲げる世帯以外の世帯 30万円
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の住居費及び引越費用は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。なお、住居費のうち賃借に係るものの期間の始期は夫婦双方が同居を始めた日からとし、当該期間に1か月未満の端数があるときは、端数期間中の支出額は日割りにより算出するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類
 - (2) 新婚世帯の住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）
 - (3) 新婚世帯の所得を証明する書類
 - (4) 新婚世帯に市税の滞納がないことを証する書類
 - (5) 住居費のうち家屋の取得に係る費用を証明する書類（新居の取得の際、家屋及び土地を一体として取得し、かつ、家屋の取得に係る費用を明らかにできない場合等に限る。）
 - (6) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（第3条第2号ただし書に該当する場合に限る。）
 - (7) 新居の契約書の写し
 - (8) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（第2条第2号ただし書に該当する場合に限る。）
 - (9) 誓約書（別記第3号様式）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までに掲げる書類により証明すべき事項について、市が保有する公簿等により確認することができる場合は、個人情報確認同意書（別記第4号様式）の提出をもって当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（継続補助世帯）

第6条の2 前条の規定により交付決定の通知を受けた者で、当該申請年度において交付された補助金の合計額（以下「前年度交付額」という。）が、補助上限額に満たないものは、申請年度の翌年度に限り、補助上限額から前年度交付額を控除した額を上限として申請することができる。

2 前項の規定による申請については、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合にあつては、別記第1号様式中「第5条第1項」とあるのは「第6条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による準用する第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に掲げる書類のうち、同項第1号、第3号及び第5号に掲げるものの提出は省略することができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

5 前項の規定による交付の決定については、前条の規定を準用する。この場合にあつては、別記第5号様式中「第6条」とあるのは「第6条の2第4項」と読み替えるものとする。

(変更交付申請等)

第7条 第6条及び前条第4項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定・却下通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該年度の3月31日までに、大網白里市結婚新生活支援事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に領収書等の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付すべき額を確定し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 1 1 条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第 1 1 号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 2 条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。